

島根県インフルエンザ防疫対策実施要領

(改正：令和6年11月5日付け薬第1121号)

インフルエンザの流行を早期に発見するとともに、流行状況を把握し、防疫対策を迅速かつ的確に実施するため、保健所設置中核市と緊密な相互の連携を図りつつ以下に定める各項の実施を行う。

1 情報収集網の強化

流行の早期発見、及び流行状況の把握のため、以下のとおり対応する。

- (1) 保健所は、郡・市医師会、医療機関等と連携を密にし、インフルエンザ〔インフルエンザ様疾患を含む〕の患者〕（以下、「患者」という。）の発生状況を把握する。
- (2) 保健所は、管内の幼稚園及び学校（以下、「学校等」という。）並びに保育所、介護・老人福祉関係施設及び障がい者施設等（以下、「施設等」という。）での患者の発生及び、集団発生事例の報告が迅速に受けられるよう、情報網を強化しておく。
- (3) 保健所は、以下により管内の学校等及び施設等での患者の発生及び集団発生を把握する。

①患者の報告について

- ・「学校等欠席者・感染症情報システム」（以下、「システム」という。）を導入している学校等及び保育所においてはシステム上で確認を行う。
- ・システムを利用することができない管内の学校等において患者発生があれば、その状況について参考様式1（学校：出席停止用）により報告を受ける。

②集団発生の報告について

医療機関等、学校・施設等以外から集団発生の連絡を受けた場合、関係機関へ報告する。

システムを利用することができない管内の施設等において患者発生があれば、その状況について様式1（施設用）により報告を受ける。

学校等における学級閉鎖、学年閉鎖及び学校閉鎖の措置報告については、別途「島根県インフルエンザ様疾患による臨時休業（学校、幼稚園）報告要領」に定めることとする。

【参考】 関係通知等

学 校	学校保健安全法第19条（出席停止）及び第18条（保健所との連絡）
施 設 等	「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健感発第0222002号ほか）による患者発生時の報告

2 流行監視の強化

保健所は、防疫対策を的確に実施するため、感染症発生動向調査等によるインフルエンザの流行状況を常に監視する。

また、保健所は、松江市を除く学校・施設等で集団発生があり、時期的および地域的な発生状況等から疫学的調査が必要であると考えられる場合は、発生状況の調査を行い、まん延防止を図る。

特に、非流行期〔感染症発生動向調査の島根県のインフルエンザ一定点あたりの報告数(少数点第2位切り捨て数値、以下「定点あたりの報告数」という。)が1.0以下〕において、当該保健所圏域の定点あたりの報告数が1.0以下である場合は、検体を医療機関、学校・施設等の協力を得た上で確保し、ウイルス学的検査(以下、「検査」という。)を行う。

- (1) 保健所は、当該学校・施設等の長や嘱託医等と十分協議したうえで、発生状況について詳細を把握する。
- (2) 検査を実施する場合には、保健所は、薬事衛生課及び保健環境科学研究所と十分連携を図り、関係機関の協力のもと、患者本人やその保護者等へ十分な説明を行う。
- (3) 検体の採取は、インフルエンザ検体採取マニュアル(別紙)により実施する。
なお、保健所は、様式2(感染症発生動向調査事業実施要綱 別記様式)により被検者の病状等について調査を行う。
- (4) 検体の検査は保健環境科学研究所で実施するものとし、保健所は様式3により保健環境科学研究所及び薬事衛生課へ検査依頼を行う。
なお、保健環境科学研究所へは、検体に様式2及び様式3を添えて提出する。
- (5) 保健環境科学研究所は、検査結果を薬事衛生課及び保健所へ報告するものとし、保健所は、検体の採取を行った医師へその結果を通知する。

3 防疫措置の強化

保健所は、市町村、教育委員会その他の関係機関と連携を図りながら、次について実施する。

- (1) 学校における学級、学年閉鎖又は臨時休校等の措置が適切に実施されるよう指導する。
- (2) 乳幼児、高齢者、病弱者及び妊産婦に対し、予防及び医療機関への早期受診等の指導を強化する。
- (3) 適切な予防接種を推進する。

4 予防教育の推進

防疫対策を円滑に実施するためには、一般住民の予防及び治療に関する正しい知識と協力が必要であることから、保健所は、各市町村、郡・市医師会、学校・施設等、地区組織及び各種団体等の協力を求め、一般住民に対する予防教育を推進する。

特に、流行の増幅の場になりやすい、保育所、幼稚園、学校の児童、生徒及びその保護者に対する衛生教育に努める。

5 積極的な情報提供

薬事衛生課は、県民が、県内のインフルエンザ発生状況などの情報が、できるだけ簡単に入手できることは、個々の感染予防の注意喚起となることから、積極的に次の情報提供を行う。

(1) ホームページの活用

島根県や島根県感染症情報センターのホームページを活用し、感染症発生動向調査で把握した流行状況を発信していく。

- ・ 島根県ホームページ（下記アドレス）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

- ・ 感染症情報センターホームページ（下記アドレス）

<http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/kansen/index.html>

(2) 報道発表

① 感染症発生動向調査の定点あたりの報告数から把握した流行状況

流行開始 : 報告数が 1.0 を超えた場合

注意報発令 : 報告数が 10.0 を超えた場合

警報発令 : 報告数が 30.0 を超えた場合

警報解除 : 報告数が 10.0 を下回った場合

② 上記の他、報道発表を行うことで、地域での感染拡大防止に寄与すると判断した情報 (例：地域での急速な感染拡大等)

6 関係施設（各施設を所管する関係各課）との連携

薬事衛生課は、流行シーズンが始まる前に、各施設を所管する関係各課に対し、患者や集団発生の探知及び保健所への報告が、適切に行われるよう周知徹底を依頼する。

附 則（平成14年12月2日付け薬発第256号）

この要領は、平成14年12月2日から施行する。

附 則（平成16年12月3日付け薬第1744号）

この要領は、平成16年12月3日から施行する。

附 則（平成17年12月7日付け薬第1671号）

この要領は、平成17年12月7日から施行する。

附 則（平成19年11月22日付け薬第1276号）

この要領は、平成19年11月22日から施行する。

附 則（平成20年11月12日付け薬第1211号）

この要領は、平成20年11月12日から施行する。

附 則（平成21年7月29日付け薬第723号）

この要領は、平成21年7月29日から施行する。

附 則（平成21年11月25日付け薬第1239号）

この要領は、平成21年11月25日から施行する。

附 則（平成22年11月26日付け薬第1233号）

この要領は、平成22年11月26日から施行する。

附 則（平成23年11月25日付け薬第1331号）

この要領は、平成23年11月25日から施行する。

附 則（平成26年8月22日付け薬第901号）

この要領は、平成26年8月22日から施行する。

附 則（平成29年11月28日付け薬第1124号）

この要領は、平成29年11月28日から施行する。

附 則（平成30年9月12日付け薬第888号）

この要領は、平成30年9月12日から施行する。

附 則（令和3年10月25日付け感第512号）

この要領は、令和3年10月25日から施行する。

附 則（令和6年11月5日付け薬第1121号）

この要領は、令和6年11月5日から施行する。

別紙

インフルエンザ検体採取マニュアル

1 検体採取

- (1) 保健所は検査の実施について、薬事衛生課及び保健環境科学研究所と十分連携を図り、学校・施設等あるいは当該患者が受診する可能性のある医療機関に十分な説明を行い、患者5から10名程度の検体採取について協力を依頼する。
- (2) 検体の採取は、保健所が検体採取を依頼し、これを承諾した医療機関（以下、「協力医療機関」という。）の医師が行う。
- (3) 協力医療機関の医師は、検体の採取にあたって、患者本人やその保護者等のインフォームドコンセントを得る。
- (4) 検査器材は保健環境科学研究所が保健所に配付する輸送培地とする。
なお、保健所は、協力医療機関において器材等の準備が必要な場合は対応する。
また、その他検査器材は必要に応じて保健環境科学研究所から送付する。

2 ウイルス学的検査

- (1) ウイルス学的検査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する施行規則第8条第5項の三号で定める標準作業書に基づき検査を行う。
- (2) 検体は、咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液とする。
- (3) 検体は、綿棒で患部全体を十分にぬぐい、その綿棒を保健環境科学研究所が配付した輸送培地にさし込んで先端部分を液に浸した状態で搬送する（柄は折り取る）。
注：迅速診断キットによる検査のために抽出処理を行った検体や抽出液は、ウイルス検査には適さないので、迅速診断用とは別に採取する必要がある。
- (4) 採取した検体は直ちに冷蔵（4℃）保存する。
注：インフルエンザウイルスは凍結融解によりウイルス粒子が壊れやすいため、数日中に検査する場合は凍結しない方がよい。
- (5) 検体の輸送は、容器の破損や検体遺漏等の事故がないよう注意して冷蔵状態で輸送する。貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合には、令和2年4月14日付け健感発 0414 第6号「感染症発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について」の別添を遵守し行うこと。